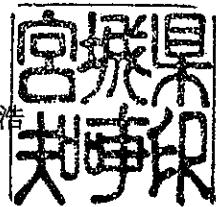


公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

平成29年8月23日

宮城県知事 村井嘉浩



- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 前田道路株式会社
 - (2) 住所 東京都品川区大崎一丁目11番3号
 - (3) 代表者の氏名 鈴木 完二
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県亘理郡亘理町逢隈小山字西山15番1, 15番20
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
がれき類の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2号）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 1,030トン／日（103トン／時間 10時間稼働）
がれき類 1,030トン／日（103トン／時間 10時間稼働）
- 6 許可年月日
平成29年3月29日
- 7 許可番号
02-08-1
- 8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 9 担当課
宮城県環境生活部循環型社会推進課（電話 022-211-2648）